

# 都市圏若手人材交流イベント運営業務委託プロポーザル実施要領

本プロポーザルの実施にあたり、事業者の選定手続など必要な事項をこの実施要領で定める。

## 1. 業務の目的

本市では、若年層の市外流出や将来的な担い手不足が課題となっており、これまでも若者の地元就職に関する各種事業を行ってきたが、今後は高山市への愛着やUターン就職のニーズが顕在化していない若者に対するさらなるアプローチが求められている。

本業務は、都市圏に居住又は通学・就労する高山市出身者及び高山市に関心を有する若者を対象に、市内企業や地域の担い手からの情報提供や対話・交流等を行う場を都市圏で創出することにより、市内企業と都市圏の若手人材との継続的な関係構築を図り、将来的なUターン、移住、地元就職につなげることを目的とする。

また、本事業は単なる就職情報の提供に留まらず、高山市での「暮らし」や「自己実現」の可能性を提示することで、若者のライフスタイルにおける高山市の優先順位を高めることを目指す。

本業務は単発的な交流イベントの実施を目的とするものではなく、参加者がイベント終了後も高山市や市内企業と継続的な関係を持ち、将来的なUターン・移住・地元就職につながる行動変容を促すことを重視する。

## 2. 留意事項

本プロポーザルは、令和8年度予算の議決前の準備手続きとして実施するものであり、高山市議会において、予算の減額又は否決があった場合は、契約が締結できないことがあるのであらかじめ留意されたい。これに伴い、本プロポーザル参加者・契約候補者において損害が生じた場合においても、市ではその損害について一切負担しないものとする。

## 3. 委託業務の概要

### (1) 業務名

都市圏若手人材交流イベント運営業務委託

### (2) 業務の内容

別紙「都市圏若手人材交流イベント運営業務委託仕様書」のとおりとする。

ただし、契約時において、選定された契約候補者の企画提案内容に応じて、一部変更する場合がある。

### (3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月24日まで

### (4) 契約限度額

2,800千円（消費税及び地方消費税を含む）

#### 4. プロポーザル参加申込

「公募型プロポーザル参加資格審査申請書及び企画提案書の受付について」に従い、参加申請書を提出すること。

参加申請書の提出がない場合、企画提案の審査を行わない。

#### 5. 企画提案の方法

企画提案者は、次の(1)①～③に掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。なお、提出後の差替、追加、削除などは認めない。

##### (1) 企画提案書等の作成

###### ① [様式2] 企画提案書

※任意様式でも可とするが、日本産業規格A4判に横書き(長辺綴じ)、文字サイズは10ポイント以上とし、次の事項を記載すること。

- ・業務実施方針
- ・実施内容
- ・都市圏での若者向け交流事業、移住・定住促進、関係人口創出、人材マッチングイベント実施業務の実績
- ・実施スケジュール
- ・実施体制
- ・独自提案(仕様書に示す事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確に分かるように記載すること)

###### ② [様式3] 法人(団体)概要書

###### ③ [様式4] 業務見積書

##### (2) 企画提案書等の提出

①提出期間 令和8年4月10日(金)正午まで

②提出先 〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2-18

高山市 商工労働部 雇用・産業創出課

電話：0577-35-3182 / FAX：0577-35-3167

③提出部数 8部(正本1部、副本7部)

④提出方法 紙：持参又は郵送による。

データ：[koyou@city.takayama.lg.jp](mailto:koyou@city.takayama.lg.jp)に連絡し、データアップロード用URLの送付を依頼すること。市は依頼があった際にURLを送付する。

※受付は、休日を除く午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分までの間とする。

※郵送の場合は、令和8年4月10日(金)正午必着とし、市に届いているか電話にて確認する。

#### 6. 企画提案に関する質問及び回答

##### (1) 質問書の提出

企画提案に関する質問は、[様式1] 質問書により電子メールで行う。なお、必ず着信を電話にて確認すること。

①提出先電子メールアドレス koyou@city.takayama.lg.jp

②提出期間 令和8年3月31日(火)まで

(2) 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、令和8年4月7日(火)にホームページに掲載する。ただし、質問者名は公開しない。

※口頭又は電話等による質問については対応しない。

7. 企画提案に対する審査(プレゼンテーション)

(1) 実施日 令和8年5月中旬予定 ※時間、場所、詳細方法については後日通知する。

(2) 方法 企画提案書に基づき、プレゼンテーションと質疑応答を行う。

- ・企画提案順は、企画提案書の受付順とする。
- ・企画提案は非公開とし、企画提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ・企画提案時の追加資料は認めない。
- ・プレゼンテーションに不参加の場合又は遅れた場合は、審査の対象としない。

(3) 説明者 1事業者あたり3名まで

(4) その他 1事業者あたり30分程度(説明20分、質疑10分程度)

8. 審査方法

(1) 審査手順

市が別に定める「都市圏若手人材交流イベント運営業務委託プロポーザル審査要領」に基づく審査を行い、最も適切な参加事業者1者を契約候補者として選定する。なお、審査及び選定結果について異議申し立ては認めない。

(2) 結果の通知及び公表

- ①企画提案者に、契約候補者選定の結果を令和8年5月中～下旬に書面により通知する。
- ②評価項目ごとの評価点数を市のホームページで公表する。ただし、契約候補者以外の企画提案者名については公表しない。
- ③審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

9. 企画提案に要する経費

全て企画提案者の負担とする。

10. プロポーザルの中止

やむを得ない理由により、市が実施することができないと認めるときは、プロポーザルを中止する場合があります。この場合においても、企画提案の準備に要した費用等については、高山市に請求することはできないものとする。

### 1 1. 契約

- (1) 「8. 審査方法」で選定した契約候補者と協議し、企画提案等を反映した業務委託仕様書へと調整した後に契約を締結する。この場合において、協議が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約候補者として公表後、契約締結の交渉を行う。また、プロポーザルにおける審査員の協議において、全ての企画提案者が不適と判断された場合、いずれの企画提案者とも契約を行わない。
- (2) 契約の手続きは、高山市契約規則（昭和39年高山市規則第24号）による。

### 1 2. その他

- (1) 各種書類の提出後における修正又は変更は認めない。
- (2) 提出された各種書類は、一切返却しない。
- (3) 提出された各種書類の著作権は、企画提案者に帰属する。
- (4) 本プロポーザル又は本委託業務に関する情報公開請求があった場合、高山市情報公開条例（平成12年高山市条例第24号）の規定により、提出された各種書類を公開することがある。
- (5) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。
- (6) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び円に限る。

### 1 3. 日程（スケジュール）予定

質問書の提出期限	令和8年3月31日（火）
質問に対する回答のホームページ掲載	令和8年4月7日（火）
参加申請書、企画提案書等の提出期限	令和8年4月10日（金）
プロポーザル審査<プレゼンテーション>	令和8年5月中旬
審査結果の通知	令和8年5月中～下旬
契約締結手続き	令和8年6月中旬

※参加者数等に応じ、変更する場合がある。